

【寄稿】

文部科学省における インクルーシブ教育システムの取組

田 中 裕 一

平成19年4月1日に「特別支援教育の推進について(通知)(文部科学省, 2006)(以後、通知と言う)」が出されてから、この通知に基づき、全ての学校園において特別支援教育の体制整備が行われ、発達障害を含めた特別な支援を必要とする幼児児童生徒への理解が進み、指導の充実が図られてきている。その後、平成19年9月に日本国が署名した「障害者の権利に関する条約」を批准するに当たり、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、様々な制度改正等が行われた。

その中でも、合理的配慮の提供は大きな動きであり、平成24年7月に出された「インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進(報告)」(中央教育審議会初等中等教育分科会, 2012)、平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(いわゆる障害者差別解消法)(内閣府, 2013)」、平成27年11月26日に告示された「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」(文部科学省, 2015)は、インクルーシブ教育システムや合理的配慮の提供を支えるための、とても重要なものである。

インクルーシブ教育システム構築や適切な合理的配慮の提供のための文部科学省の取組として、法律等の制度の改正以外に、事業による地方公共団体のインクルーシブ教育システム構築支援、校長会等の様々な場面における理解啓発などが挙げられるが、近年の大きな動きは学習指導要領の改

訂である。

平成26年11月に文部科学大臣からの諮問「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」(中央教育審議会, 2014)を受け、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会に設置された教育課程企画特別部会で審議が重ねられ、平成27年8月に「教育課程企画特別部会における論点整理について(報告)」(中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会教育課程企画特別部会, 2015)が取りまとめられた。

諮問においては、障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、全ての学校における発達障害を含めた障害のある子供たちに対する特別支援教育を着実に進めていくための見直しなどが求められた。

論点整理においては、特別支援教育について、全ての学校や学級に、発達障害を含めた障害のある子供たちが在籍する可能性があることを前提として、幼稚園教育要領、小・中・高等学校学習指導要領において特別支援教育に関する記述の更なる充実や、障害の状態の多様化に対応した特別支援学校学習指導要領の改善・充実、さらに、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等との間での教育課程の円滑な接続などについての検討の必要性が示された。

その検討の結果、「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」(中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会, 2016a)が平成

28年8月26日に示され、同年12月21日に「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（中央教育審議会、2016）を取りまとめた。

具体的には、特別支援教育部会において、各教科等の目標を実現する上で考えられる困難さに対する必要な指導・支援の改善・充実の方策について議論され、特別支援教育部会の取りまとめ（中央教育審議会初等教育分科会教育課程部会、2016b）で各教科等の学習の過程で考えられる困難さの状態に対する指導・支援の工夫の意図と手立ての例が示された。また、各教科等のワーキンググループでも議論がなされ、各教科の取りまとめ（中央教育審議会初等教育分科会教育課程部会、2016b）に手立ての例が記述された。

これらの各教科における手立ての例は、全ての子供がわかる授業づくりに通じる内容であることは言うまでもない。授業における手立てを考える際には一読することをお勧めする。これらの手立ての例は学習指導要領の改訂の中で議論されているが、教育課程の変更を要するものではないため、現行の学習指導要領でも実施することができる内容である。改訂を待たずとも、読んだその日から取り組んでいただきたい。

また、前出の「インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進（報告）」では、「基礎的環境整備」を進めるに当たって、ユニバーサルデザインの考え方も考慮しつつ進めていくことが重要である、と書かれている。ユニバーサルデザインとは、権利条約第2条において、調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲ですべての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。この考え方に基づいて、「全ての子供がわかる授業」をユニバーサルデザインの授業と呼ぶこともある。

つまり、通常の学級において、一斉指導を行う場合、合理的配慮の前提となる基礎的環境整備として、「全ての子供がわかる授業づくり」を行うことが重要ということである。このことは、合理

的配慮を行う、行わないという判断をする以前に、どんな学級集団の場合であっても、大前提となることを意味する。さらに言えば、このような授業づくりをせずに、合理的配慮や個別の配慮を行うことは考えにくい、ということでもある。

この考え方は、通常の学級よりも少ない人数で授業を行う場合が多い特別支援学級や特別支援学校の一斉指導の場面においても、同様に考えることができるだろう。

様々な「全ての子供がわかる授業」を参観した経験から、そのような授業づくりを進めるに当たって、検討すべき重要なポイントを3点述べたい。

ひとつめは、「全ての子供」とは誰を指すのか、ということである。「全ての子供がわかる授業」と言った場合、多くは障害の特性から難しさが生じる場合も含めた授業の理解が難しい子供をターゲットにしている。しかし、「全ての子供」とは、理解が早い子供、もっと学びたいと思っている子供も含まれているということを忘れてはならない。

ふたつめは、「わかる」ということである。「参加する」ことを保障している授業はたくさん見てきた。しかし、全ての子供が「わかる」レベルまで到達したと言える授業は、どれだけあるだろうか。全ての子供が「参加する」授業は見ることはあっても、全ての子供が「わかる授業」はなかなか見ることはない。

最後は、全ての学級、全ての子供に共通した方法があるのか、ということである。この答えは、これからの授業研究の成果を待つ必要があるかもしれないが、あるひとつの授業方法で全ての子供がわかるようになるのか、という疑問を常に持ち続けることが必要だろう。また、授業がうまくいった時でさえ、集団が変われば同じ方法を行っても同じような成果がみられるとは限らない、という考え方も必要となってくるだろう。

そのような授業づくりの研究を行うに当たっては、学校全体での組織的、計画的な取組が必要となってくる。より大きな成果をもたらすには、幼

幼稚園や小学校、中学校といった地域単位や、設置者である自治体単位での取組も大切であろう。

文部科学省では、通常の学級において「全ての子供がわかる授業づくり」の取組を推進するために、様々な取組を行っている。例えば、周囲の環境の影響によって生じる、学習面や行動面で何らかの困難を示す児童生徒の学校生活への不適応を防ぐための指導方法の改善、早期支援の在り方について研究するモデル事業を行っている。また、高等学校段階の特別支援教育の一層の充実を図るため、指定校において自立活動等担当教員を配置して、小・中学校で実施されている通級による指導と同様の取組を、高等学校において研究するモデル事業もある。その事業では、一斉授業において理解しやすい授業づくりに関する研究も実施している。例えば、一斉授業場面でのICT機器の活用やプリントの工夫を含めた指導方法の改善や教科の枠を越えた授業研究会の実施などに取り組んでいる高等学校があった。ぜひ、このような取組も参考にいただき、地域や学校、各学級で、全ての子供がわかる授業づくりの取組を推進してほしい。

最後に、「全ての子供がわかる授業」を広めるには、教職員の一人一人の努力はもちろん大切だが、「チームアプローチ」と「発信力」という視点が重要である。つまり、教員一人が頑張ってもその成果には限界がある。学校というチーム、地域というチームが一体となって取り組み、情報を共有し、その成果を周りに発信することが最も重要である。ぜひ授業実践を文字化し、発信することに力を注いでいただきたい。

【文献】

中央教育審議会 (2014): 初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について (諮問). 文部科学省, http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1353440.htm (2016年11月30日閲覧)

中央教育審議会 (2016): 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要

領等の改善及び必要な方策等について (答申) (中教審第197号). 文部科学省, http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1380731.htm (2016年11月30日閲覧)

中央教育審議会初等中等教育分科会 (2012): 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進 (報告). 文部科学省, http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm (2016年11月30日閲覧)

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会 (2016a): 次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ. 文部科学省, http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/gaiyou/1377051.htm (2016年11月30日閲覧)

中央教育審議会初等教育分科会教育課程部会 (2016b): 教育課程部会学校段階等別・教科等別ワーキンググループ等における審議の取りまとめについて (報告). 文部科学省, http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/gaiyou/1377094.htm (2016年11月30日閲覧)

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会教育課程企画特別部会 (2015): 教育課程企画特別部会における論点整理について (報告). 文部科学省, http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/053/sonota/1361117.htm (2016年11月30日閲覧)

文部科学省 (2006): 特別支援教育の推進について (通知). 文部科学省, http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/07050101.htm (2016年11月30日閲覧)

文部科学省 (2015): 文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針. 文部科学省, http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1364725.htm (2016年11月30日閲覧)

内閣府 (2013): 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法). (平成25年法律第65号), 内閣府, <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html> (2016年11月30日閲覧)